

定 款

一般社団法人日本あか牛登録協会

一般社団法人日本あか牛登録協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本あか牛登録協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を熊本県熊本市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、登録及び育種改良事業を行うことによって、褐毛和種の優良な血統を保存普及し、形質の改良と能力の向上を図り、もって褐毛和種の振興に資することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行なう。

- (1) 褐毛和牛の登記・登録
- (2) 褐毛和牛の育種改良事業に関する調査、指導及び助成
- (3) 登録事業を通じた国の行うトレイサビリティシステムへの協力
- (4) 褐毛和牛の登録及び育種改良事業に関する研究会並びに講習会の開催
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は日本全国において行うものとする。

第3章 会員及び社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は次の2種とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同し、あか毛和牛を所有、又は管理し、これを繁殖、育成又は肥育に供し、又は供しようとする個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の目的に賛同し、事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 この法人の会員になろうとするものは、理事会で定める入会申込書をこの法人に提出し、会長の承認を受けなければならない。

2 前項の規定により入会申込書を提出しようとするものが、団体であるときは、次に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 定款又はこれらに代わる規程

(2) その他理事会が必要と認めた書類

(会費)

- 第7条 会員は、入会の際に総会で別に定める入会金を納入しなければならない。
- 2 会員は毎年度、総会で別に定める会費を納入しなければならない。
 - 3 既納の入会金、会費その他の拠出金品は、会員の脱退の場合においても、これを返還しない。

(退会)

- 第8条 会員は、いつでもこの法人を脱会することができる。
- 2 前項の申出は、理事会が別に定める脱会届書を会長に提出して行うものとする。

(除名)

- 第9条 この法人は、会員が次のいずれかに該当するときは、総会の決議によりその会員を除名することができる。この場合には、その会員に対し、その総会の開催の日の1週間前までに、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。
- (1) この法人の事業を妨げ、又は、名誉を損する行為をしたとき
 - (2) 定款または総会の決議に反する行為をしたとき
- 2 会長は除名の決議があったときは、その旨を当該会員に通知するものとする。

(会員の資格喪失)

- 第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を失う。
- (1) 会費を納入せず、督促後なお、会費を1年以上納入しないとき。
 - (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(届出)

- 第11条 会員は、その氏名又はその住所(会員が団体の場合には、その名称、所在地、代表者の氏名及び定款又はこれらに代わる規程)に変更があったときは、遅滞なくこの法人にその旨を届け出なければならない。
- 2 会員が団体である場合にはあらかじめ書面をもって、会員の代表者としてその権利を行使する者をこの法人に届けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(社員)

- 第12条 この法人の社員は、正会員の中から選出される者をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。
- 2 社員の定数は50名とする。
 - 3 社員は、正会員でなくなったときは、社員の資格を失う。
 - 4 社員を選出するため、正会員による社員選挙を行う。社員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
 - 5 社員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の社員と

しての被選挙権を有する。

- 6 第4項の社員選挙において、正会員は他の正会員と等しく社員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、社員を選出することはできない。
- 7 第4項の社員選挙は、2年に一度6月に実施することとし、社員の任期は、選任の2年後に実施される社員選挙の当選者の公示があった前日までとする。ただし、社員が総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴え（法人法第266条第1項、第268条、第278条、第284条）を提起している場合（法人法第278条第1項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該社員は社員たる地位を失わない（当該社員は、役員を選任及び解任（法人法第63条及び第70条）並びに定款変更（法人法第146条）についての議決権を有しないこととする）。
- 8 社員が欠けた場合又は社員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の社員を選挙することができる。補欠の社員の任期は、任期の満了前に退任した社員の任期の満了する時までとする。
- 9 補欠の社員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。
 - (1) 当該候補者が補欠の社員である旨
 - (2) 当該候補者を1人又は2人以上の特定の社員の補欠の社員として選任するときは、その旨及び当該特定の社員の氏名
 - (3) 同一の社員（2人以上の社員の補欠として選任した場合にあっては、当該2人以上の社員）につき2人以上の補欠の社員を選任するときは、当該補欠の社員相互間の優先順位
- 10 第8項の補欠の社員を選任に係る決議が効力を有する期間は、選任後最初に実施される第7項の社員選挙終了までとする。
- 11 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様にこの法人に対して行使することができる。
 - (1) 法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）
 - (2) 法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）
 - (3) 法第57条第4項の権利（社員総会の議事録の閲覧等）
 - (4) 法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）
 - (5) 法第51条第4項の権利（議決権行使書面の閲覧等）
 - (6) 法第129条第3項の権利（計算書類等の閲覧等）
 - (7) 法第229条第2項の権利（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）
 - (8) 法第246条第3項、第250条第3項及び第256条第3項の権利（合併契約等の閲覧等）
- 12 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、

この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての社員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

2 通常総会は、毎年度1回以上開催する。

3 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会において必要と認めたとき
- (2) 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示して総会の招集の請求があったとき

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前条第3項第2号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から4週間以内に総会を招集しなければならない。

3 総会の招集は、少なくともその開催の日の2週間前までに、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって社員に通知していなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、当該社員総会において社員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は代理人による議決権の行使)

第20条 総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項につき、書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までにこの法人に到達しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面をこの法人に提出しなければならない。

4 第1項の規定により議決権を行使するものは、出席したものとみなす。

(総会決議の省略)

第21条 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面による同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその総会において選任された議事録署名人2名以上が前項の議事録に記名押印しなければならない。

第5章 役員等

(役員の数)

第23条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 7名以上10名以内
- (2) 監事 2名以内
- (3) 理事のうち1名を会長、1名を副会長、1名を常務理事とする。

2 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることはできない。
- 3 会長、副会長及び常務理事は理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を行う。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は次に掲げる権限を有し職務を行う。

(1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

(2) 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は現任者残任期間とする。
- 4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 5 役員は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任の後においても、新たに選任された者が就任するまでは、役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 役員は、総会の議決によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の 3 分の 2 以上の多数の決議に基づいて行われなければならない。役員を解任する場合には、この法人は、その総会の開催の日の 2 週間前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、決議の前に弁明する機会を与えるものとする。

(役員報酬)

第 29 条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 第 2 項に関し必要な事項は、総会の決議によって定める。

(顧問)

第 30 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、褐毛和牛に関する学識経験者のうちから、理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 顧問は、この法人の運営上の重要事項について、会長に答申する。

(専門委員会)

第 31 条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るため、必要と認めるときは、理事会の決議を経て、専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員は、専門的な知識を有する者のうちから理事会の決議を経て、会長が委嘱する。

3 専門委員会の運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 6 章 理事会

(構成)

第 32 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 33 条 理事会は、この定款において別に定めるもののほか、次に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、常務理事の選定及び解職

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、出席した理事の互選で議長を定める。

(決議)

第 36 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 37 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案について、決議に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が意義を述べたときは、その限りで

ない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 39 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(資産の管理)

第 40 条 この法人の財産の管理は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第 41 条 この法人の事業計画書、収支予算は、毎事業年度開始前に会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、会長は、理事会の決議を経て、前事業年度の予算に準じ暫定予算を編成し、予算成立の日までの間、収入支出することができる。

3 前項の収入支出は、新たに成立した予算に基づく収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し第 1 号書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の不分配)

第 43 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 44 条 この定款は、総会の決議により変更することができる。

(解散)

第45条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 事務局等

(事務局の設置及び職員等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に所要の職員を置く。

3 事務局及び職員に関する事項は、理事会の決議を経て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第48条 この法人は、別に定める細則により、理事会の決議によって支部に支所をおくことができる。

第10章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第11章 補則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する必要な項目は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

附 則

(施行日)

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

(移行による事業年度)

2. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例社団法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第

39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(移行後の最初の会長)

3. 一般社団法人への移行後の最初の会長は、次のとおりとする。

会長 滝本勇治

(移行後最初の社員)

4. 移行後最初の社員は、第12条と同じ方法で予め行い、社員選挙において最初の社員として選出されたものとする。

平成27年6月29日

熊本市東区桜木6丁目3番54号畜産会館内
一般社団法人 日本あか牛登録協会
会長(代表理事) 穴見盛雄